

第3章 都道府県知事への報告について

第1節 事業継続報告（年次報告）

【都道府県知事への報告】

事業継続報告（年次報告）とは、事業継続期間中に贈与税又は相続税の納税猶予制度の適用を引き続き受けるために、その適用の前提となっている都道府県知事の認定について取消事由に該当しないことを報告するものです。

都道府県知事の認定を受けた中小企業者は、後継者ごとに、その会社の株式等について最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年間（当該認定の有効期間。以下、「事業継続期間」といいます。）、当該申告期限の翌日から1年を経過するごとの日の翌日から3月を経過する日までに都道府県知事に年次報告をすることが必要です。

なお、年次報告の結果取消事由に該当することが判明した場合は、認定が取り消されることとなります。また、報告を怠った場合にも認定が取り消されることとなります。

報告の結果、取消事由に該当しないことが確認された場合には都道府県知事から確認書が交付されます。

【贈与者（被相続人）が複数いる場合】

一人の後継者が、その会社の株式等について、複数の者から事業承継税制の適用に係る贈与又は相続等を受けている場合には、それらに係る年次報告は、年に一度同時に報告することとなります。

また、先代経営者以外の者からの贈与に係る年次報告の期限については、先代経営者の認定の有効期間となります。

この場合、先代経営者以外の者からの贈与又は相続等に係る申告期限以前の期間は除かれるため、年次報告を5回行わないケースが発生します。

【後継者が2人又は3人いる場合】

後継者が2人又は3人いる場合は、それぞれの後継者がその会社の株式等について最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年間、当該申告期限の翌日から1年を経過するごとの日の翌日から3月を経過する日までに都道府県知事に報告することとなります。

【税務署への届出】

後継者は、後継者ごとに、その会社の株式等について最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日から5年間、当該申告期限の翌日から1年を経過するごとの日の翌日から5カ月を経過する日までに税務署長に当該確認書を添付した継続届出書を提出する必要があります。なお、事業継続期間経過後は、3年ごとに継続届出書を提出する必要があります。

報告手続きを行う前に、必ず第7章用語・定義を通読いただき、用語の意味するところをご確認ください。

第3章 都道府県知事への報告について

第1節 事業継続報告（年次報告）

2022年9月1日に一部改正あり

【認定の有効期間・報告期間等について】

同一の後継者が複数の者より株式の承継を受ける一定の場合において、円滑化省令で規定する報告基準日等及び認定の有効期間（以下「円滑化省令基準日等」という。）と、租税特別措置法に規定する経営贈与報告基準日等及び経営贈与承継期間等（以下「措置法基準日等」という。）とが一致しない場合が生じ得たことから、これらを一致させるため所要の改正を行いました。

改正前

後継者ごとに、その会社の株式等について**最初に円滑化法の認定を受けた贈与税又は相続税の申告期限の翌日を起算日**として考える。

改正後

後継者ごとに、その会社の株式等について**最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日を起算日**として考える。

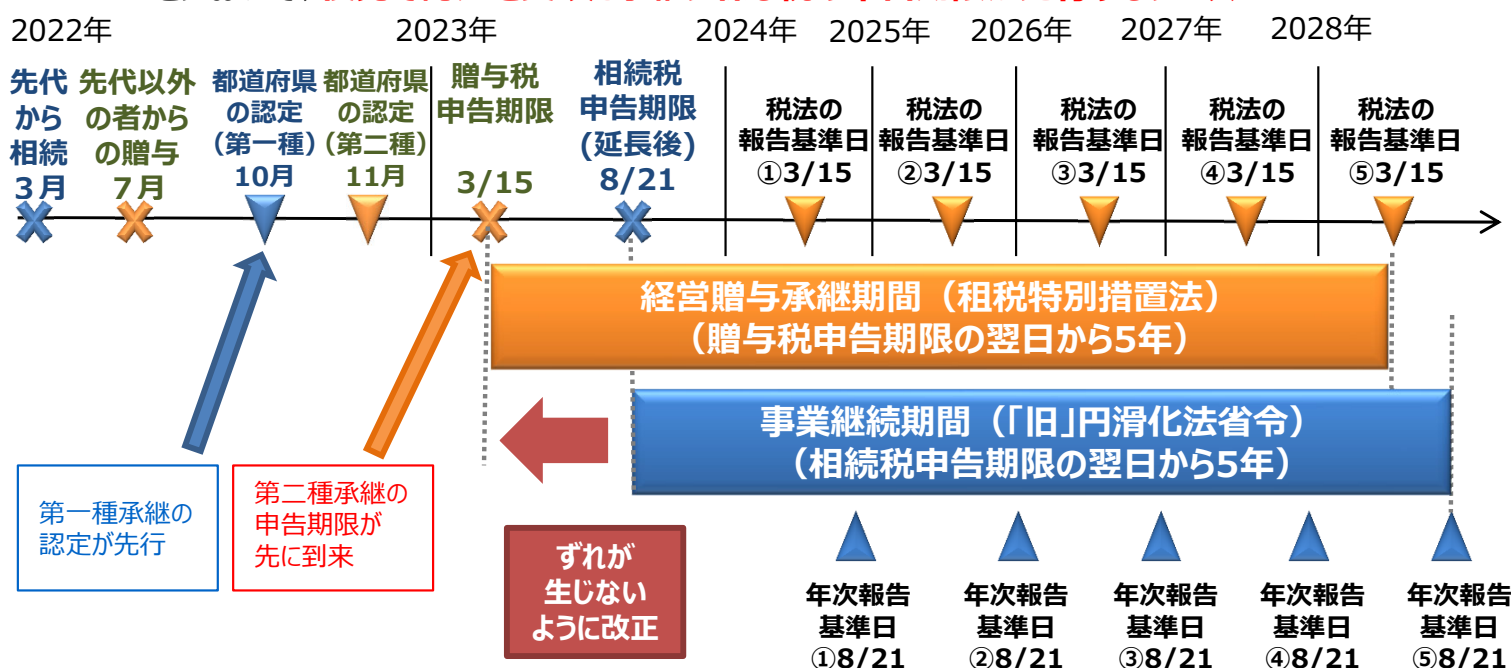
※注意点

- ✓ 実務上、認定と税の申告期限が、ともに「①第一種承継、②第二種承継」という順番となる場合が多いと考えられ、この場合は、改正前後で決定される円滑化省令基準日等は結果的に変わらないと言えます。
- ✓ 第一種承継と第二種承継、または、複数の第二種承継が隣接した時期に実施された場合には、ご注意ください。**租税特別措置法と同様、最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日を起算日として考える**ことになります。税の申告期限が「①第二種承継、②第一種承継」の順番となることがあります。なお、**認定は、第一種贈与・相続が先行する必要がある点に変更はありません。**
- ✓ この点、**「最初の円滑化法の認定を受けた日」が2022年9月1日より前の場合は、従前どおり「旧」円滑化省令基準日等が適用されます**ので、ご注意ください。そのため、マニュアルを活用する際、2022年9月1日より前に認定を受けられた方は、「旧」円滑化省令基準日等となることも留意してください。

例

「旧」円滑化省令基準日等と、措置法基準日等が一致しない場合

例えば、先代から相続で承継を受け、その相続税の申告期限が災害等で延長された場合などにおいて、**後発で認定を受けた承継に係る税の申告期限が先行するケース**



第3章 都道府県知事への報告について

第1節 事業継続報告（年次報告）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る事業継続報告》（年次報告）

贈与税納税猶予の年次報告の提出に当たっては、以下の項目を報告する必要があります。報告書は、様式第11を使用してください。

都道府県知事の認定を受けた中小企業者は、後継者ごとに、その会社の株式等について最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税（又は相続税）の申告期限の翌日から5年間、当該申告期限の翌日から1年を経過するごとの日の翌日から3月を経過する日までに都道府県知事に事業継続報告（年次報告）をすることが必要です。

その後継者が、その会社の株式等について最初に贈与税（又は相続税）の納税猶予制度の適用を受けた場合、その後に（第二種として）贈与又は相続等により取得した株式等についても、最初に適用を受けた贈与税（又は相続税）の納税猶予に係る報告とあわせて報告します。

1. 贈与報告基準期間（当該贈与報告基準日の属する年の前年の贈与報告基準日（これに当たらないときは、贈与認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名

後継者が代表権を有し続けていることを確認します。

贈与報告基準日とは、その後継者がその会社の株式等について最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税（又は相続税）の申告期限の翌日から1年を経過するごとの日（※）をいいます。

（※）土日祝日により申告期限が翌日等になる場合、**災害等により申告期限が延長された場合には、当該延長等された申告期限を考慮して贈与報告基準日が決定されます。必ず、申告期限の延長の有無をご確認ください。**

2. 当該贈与報告基準日における常時使用する従業員の数

事業継続期間の末日に、期間中の各贈与報告基準日における常時使用する従業員の数の平均を計算し、その平均人数が贈与の時ににおける常時使用する従業員の数の8割を下回っていないかどうかを確認します。

（※）特例措置の適用を受ける場合には、雇用が8割を下回った場合でも認定取消しとはなりません。ただし、その理由について都道府県に報告を行わなければなりません（様式第27を使用してください。）。

また、資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合は、事業実態のある会社かどうかを判定することになり、その際に必要となります（常時使用する従業員（経営承継受贈者と生計を一にする親族は除きます。）の数が5人以上であることが必要になります）。

3. 贈与報告基準期間における当該特例贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

後継者が株式等を譲渡していないこと、また、後継者とその同族関係者で議決権の過半数を有し、かつ、同族関係者の中で後継者が筆頭株主（特例措置の適用を受ける他の後継者を除きます。）であることを確認します。

第3章 都道府県知事への報告について

第1節 事業継続報告（年次報告）

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る事業継続報告》（年次報告）

4. 贈与報告基準期間において、当該特例贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
5. 贈与報告基準期間において、当該特例贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。
6. 贈与報告基準事業年度（当該贈与報告基準日の属する年の前年の贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特例贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

贈与認定中小企業者が、上場会社、風俗営業会社、資産保有型会社、資産運用型会社に該当していないかを確認します。

なお、令和元年度税制改正により、平成31年4月1日以後に生じた一定のやむを得ない事由（第7章「定義」参照。）により特定資産の割合が70%以上となる場合又は特定資産の運用収入の割合が75%以上となる場合は、一定の期間、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないものとみなされます。この場合、様式第11に「事由の生じた日、理由、解消見込み時期」を記載する必要があります。

他方で、事業実態要件（第7章11）には、このような措置はないため、ご注意ください。

7. 贈与報告基準事業年度における当該特例贈与認定中小企業者の総収入金額

総収入金額（営業外収益及び特別利益は除きます。）が零でないことを確認します。

8. 贈与報告基準期間において、当該特例贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

報告主体である贈与認定中小企業者に加えて、その[特定特別子会社](#)も風俗営業会社に該当しないことを確認します。

第3章 都道府県知事への報告について

第1節 事業継続報告（年次報告）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る事業継続報告（年次報告）》

相続税納税猶予の年次報告の提出に当たっては、以下の項目を報告する必要があります。報告書は、様式第11を使用してください。

都道府県知事の認定を受けた中小企業者は、後継者ごとに、その会社の株式等について最初に事業承継税制の適用を受ける相続税（又は贈与税）の申告期限の翌日から5年間、当該申告期限の翌日から1年を経過するごとの日の翌日から3月を経過する日までに都道府県知事に事業継続報告（年次報告）をすることが必要です。

その後継者が、その会社の株式等について最初に相続税（又は贈与税）の納税猶予制度の適用を受けた場合、その後に（第二種として）贈与を受けた株式等、相続等により取得した株式等についても、最初に適用を受けた相続税（又は贈与税）の納税猶予に係る報告とあわせて報告します。

1. 相続報告基準期間（当該相続報告基準日の属する年の前年の相続報告基準日（これに当たる日がないときは、相続認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名

後継者が代表権を有し続けていることを確認します。

相続報告基準日とは、その後継者がその会社の株式等について最初に事業承継税制の適用を受ける相続税（又は贈与税）の申告期限の翌日から1年を経過するごとの日（※）をいいます。

（※）土日祝日により申告期限が翌日等になる場合、**災害等により申告期限が延長された場合には、当該延長等された申告期限を考慮して相続報告基準日が決定されます。必ず、申告期限の延長の有無をご確認ください。**

2. 当該相続報告基準日における常時使用する従業員の数

事業継続期間の末日に、期間中の各相続報告基準日における常時使用する従業員の数の平均を計算し、その平均人数が相続の時ににおける常時使用する従業員の数の8割を下回っていないかどうかを確認します。

（※）特例措置の適用を受ける場合には、雇用が8割を下回った場合でも認定取消しとはなりません。ただし、その理由について都道府県に報告を行わなければなりません（様式第27を使用してください。）。

また、資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合は、事業実態のある会社かどうかを判定することになり、その際に必要となります（常時使用する従業員（経営承継受贈者と生計を一にする親族は除きます。）の数が5人以上であることが必要になります）。

3. 相続報告基準期間における当該特例相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

後継者が株式等を譲渡していないこと、また、後継者とその同族関係者で議決権の過半数を有し、かつ、同族関係者の中で後継者が筆頭株主（特例措置の適用を受ける他の後継者を除きます。）であることを確認します。

第3章 都道府県知事への報告について

第1節 事業継続報告（年次報告）

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る事業継続報告（年次報告）》

4. 相続報告基準期間において、当該特例相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
5. 相続報告基準期間において、当該特例相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。
6. 相続報告基準事業年度（当該相続報告基準日の属する年の前年の相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特例相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

相続認定中小企業者が、上場会社、風俗営業会社、資産保有型会社、資産運用型会社に該当していないかを確認します。

なお、令和元年度税制改正により、平成31年4月1日以後に生じた一定のやむを得ない事由（第7章「定義」参照。）により特定資産の割合が70%以上となる場合又は特定資産の運用収入の割合が75%以上となる場合は、一定の期間、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないものとみなされます。この場合、様式第11に「事由の生じた日、理由、解消見込み時期」を記載する必要があります。

他方で、事業実態要件（第7章11）には、このような措置はないため、ご注意ください。

7. 相続報告基準事業年度における当該特例相続認定中小企業者の総収入金額

総収入金額（営業外収益及び特別利益は除きます。）が零でないことを確認します。

8. 相続報告基準期間において、当該特例相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

報告主体である相続認定中小企業者に加えて、その特定特別子会社も風俗営業会社に該当しないことを確認します。

第3章 都道府県知事への報告について

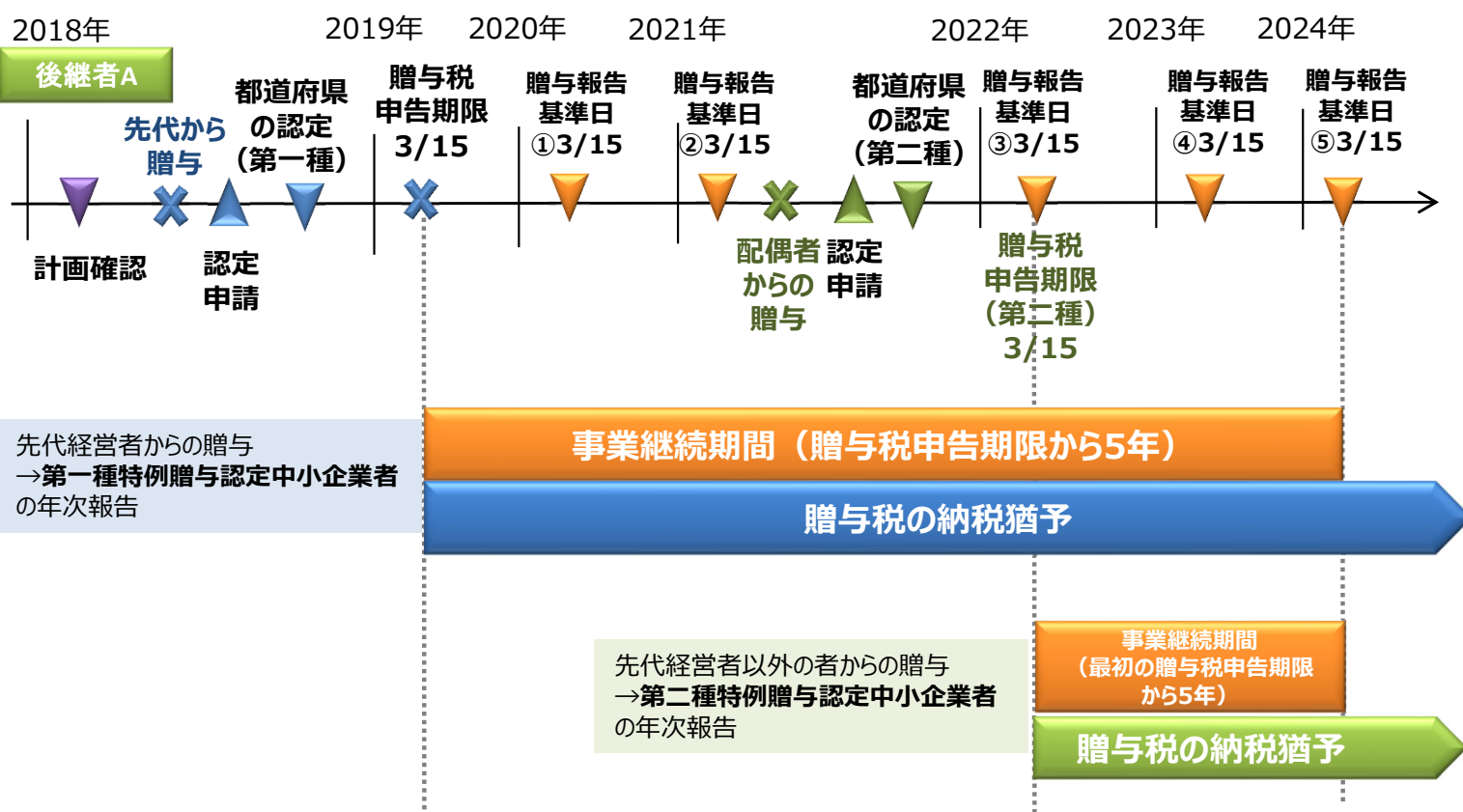
第1節 事業継続報告（年次報告）

【先代経営者からの贈与、先代経営者以外の者からの贈与の場合】 （後継者1人の場合）

先代経営者からの贈与、先代経営者以外の者からの贈与で株式の承継をする場合、先代経営者からの贈与は第一種特例経営承継贈与、先代経営者以外の者からの贈与は第二種特例経営承継贈与となります。後継者は第一種特例経営承継受贈者であり、かつ、第二種特例経営承継受贈者となり、これらに係る年次報告を年に一度まとめて提出します。

この場合、先代経営者からの贈与の報告基準日ごとに、先代経営者以外の者からの贈与の年次報告も併せて提出します。なお、先代経営者以外の者からの贈与の年次報告の報告期限については、先代経営者の認定の有効期間となります。

例1 「先代経営者から後継者Aに第一種特例贈与」 & 「先代経営者以外から後継者Aに第二種特例贈与」で株式を承継する場合（贈与税申告期限の「日付」が同一の場合）



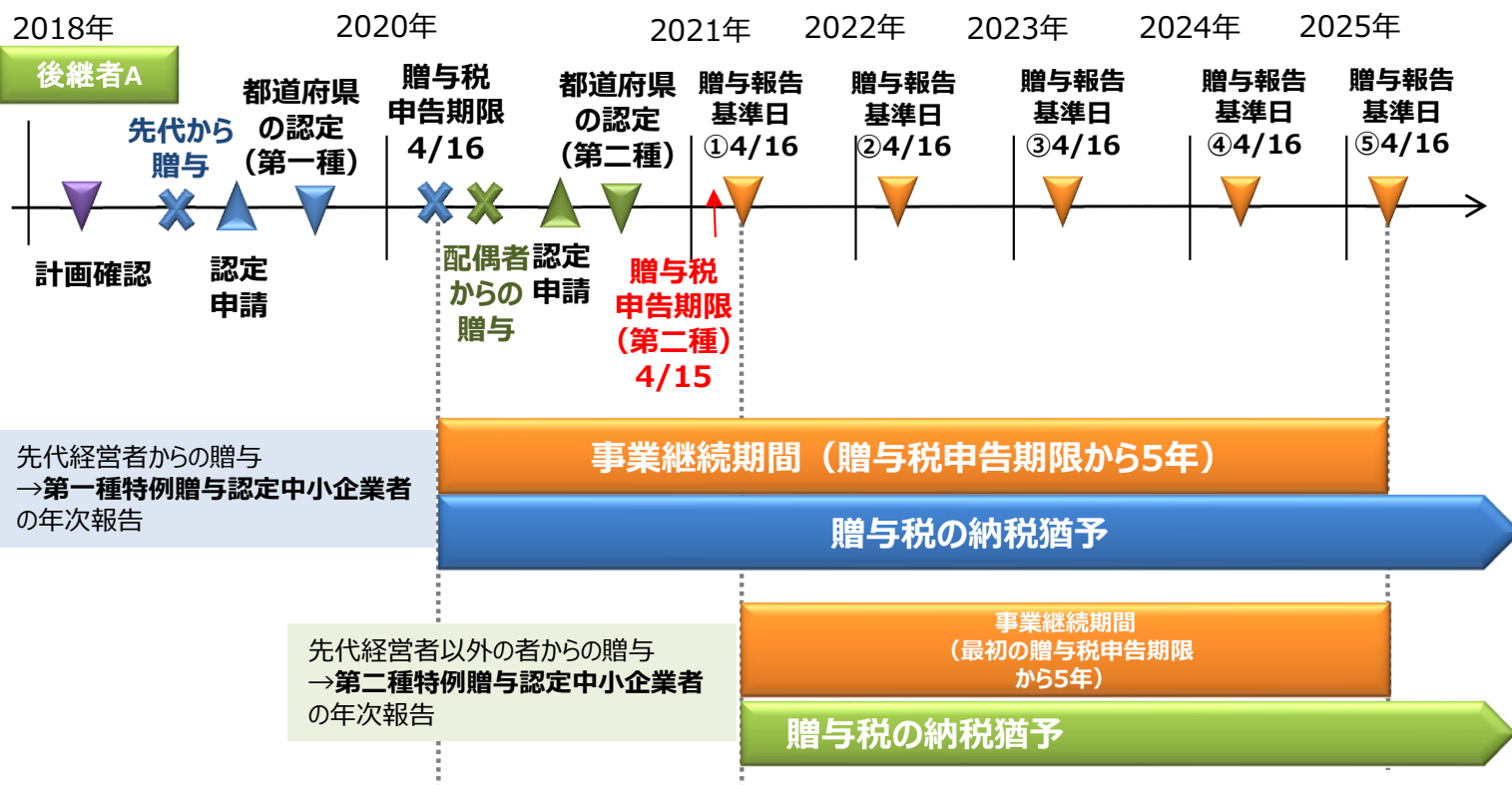
※注意点

- ✓ 先代経営者からの贈与の年次報告及び先代経営者以外の者からの贈与の年次報告の計2通を先代経営者からの贈与に係る贈与報告基準日ごとにまとめて提出します。
- ✓ 先代経営者以外の者からの贈与の年次報告の期限については、先代経営者の認定の有効期間となります。
- ✓ また、先代経営者以外の者からの贈与の年次報告は、当該贈与に係る贈与税申告期限後に報告基準日が到来するものに限られます。そのため、年次報告を5回行わないケースが発生します。
例えば、上記のケースでは、先代経営者以外の者からの贈与についての年次報告は2回（④⑤）となります。
- ✓ 最初に事業承継税制（特例）の適用を受けた贈与に係る贈与税申告期限又は相続に係る相続税申告期限（令和4年9月1日より前の認定については、最初に認定を受けた贈与に係る贈与税申告期限）から5年間にわたる雇用人数を基に、従業員数の確認を行います。
- ✓ 5年間の事業継続期間の経過後は3年に1回の税務署への届出書の提出が必要になります。

第3章 都道府県知事への報告について

第1節 事業継続報告（年次報告）

例2 「先代経営者から後継者Aに第一種特例贈与」 & 「先代経営者以外から後継者Aに第二種特例贈与」で株式を承継する場合(贈与税申告期限の「日付」が異なる場合)



※注意点

- ✓ 先代経営者からの贈与の年次報告及び先代経営者以外の者からの贈与の年次報告の計2通を先代経営者からの贈与に係る贈与報告基準日ごとにまとめて提出します。
- ✓ 先代経営者以外の者からの贈与の年次報告の期限については、先代経営者の認定の有効期間となります。
- ✓ また、先代経営者以外の者からの贈与の年次報告は、当該贈与に係る贈与税申告期限後に報告基準日が到来するものに限られます。例2のケースでは、第二種贈与税申告期限が4月15日で、贈与報告基準日は4月16日となっております。そのため、**先代経営者以外の者からの贈与の年次報告は、①から必要となります。この点、条文通り作成いただく必要があり、贈与基準報告期間・事業年度が、第二種特例贈与の認定申請日以前の期間を含むことがあります。提出が未了な方は、年次報告については認定を受けた都道府県に、税務署への届出書については申告をした税務署にお早めにご相談ください。**
- ✓ 最初に事業承継税制（特例）の適用を受けた贈与に係る贈与税申告期限又は相続に係る相続税申告期限（令和4年9月1日より前の認定については、最初に認定を受けた贈与に係る贈与税申告期限）から5年間の雇用人数を基に従業員数の確認を行います。
- ✓ 5年間の事業継続期間の経過後は3年に1回の税務署への届出書の提出が必要になります。

第3章 都道府県知事への報告について

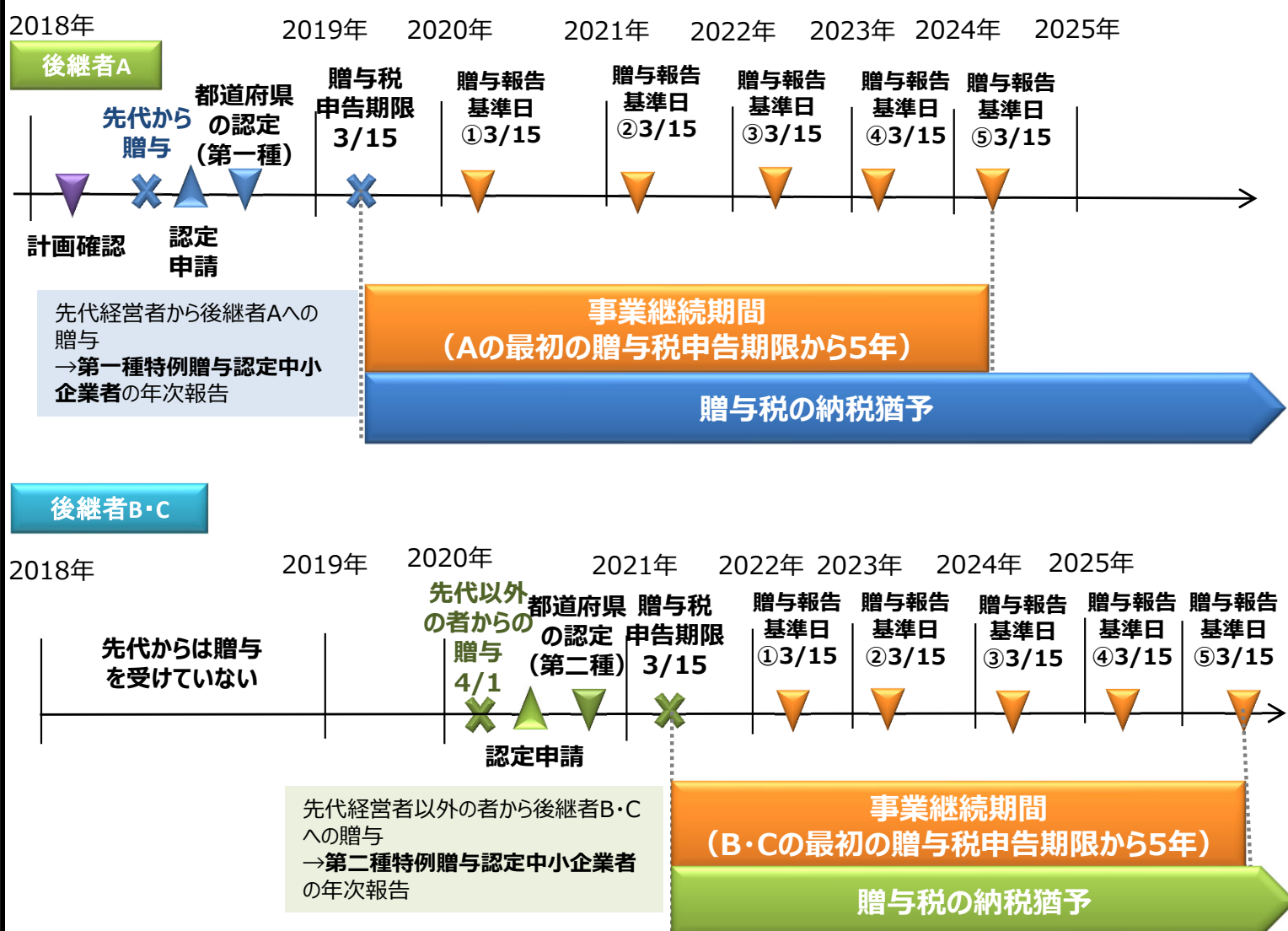
第1節 事業継続報告（年次報告）

【先代経営者からの贈与、先代経営者以外の者からの贈与の場合】 （後継者が2人又は3人の場合）

先代経営者からの贈与、先代経営者以外の者からの贈与で株式の承継をする場合、先代経営者からの贈与は第一種特例経営承継贈与、先代経営者以外の者からの贈与は第二種特例経営承継贈与となります。

後継者が2人又は3人の場合は、各後継者が最初に事業承継税制の適用を受けた贈与税又は相続税の申告期限によって、年次報告の期間、事業継続期間は異なる可能性があります。

例 「先代経営者から後継者Aに第一種特例贈与」 & 「先代経営者以外から後継者B,Cに第二種特例贈与」で株式を承継する場合



※注意

- ✓ 後継者B・Cは先代経営者以外の者からの贈与が納税猶予の適用に係る最初の申告ですので、当該申告期限の日を基準に5年間報告を行ってください。上記の例では、Aは2024年3/15までの期間について、B・Cは2026年3/15までの期間について、それぞれ報告を行ってください。
- ✓ 5年間の事業継続期間の経過後は3年に1回の税務署への届出書の提出が必要になります。

第3章 都道府県知事への報告について

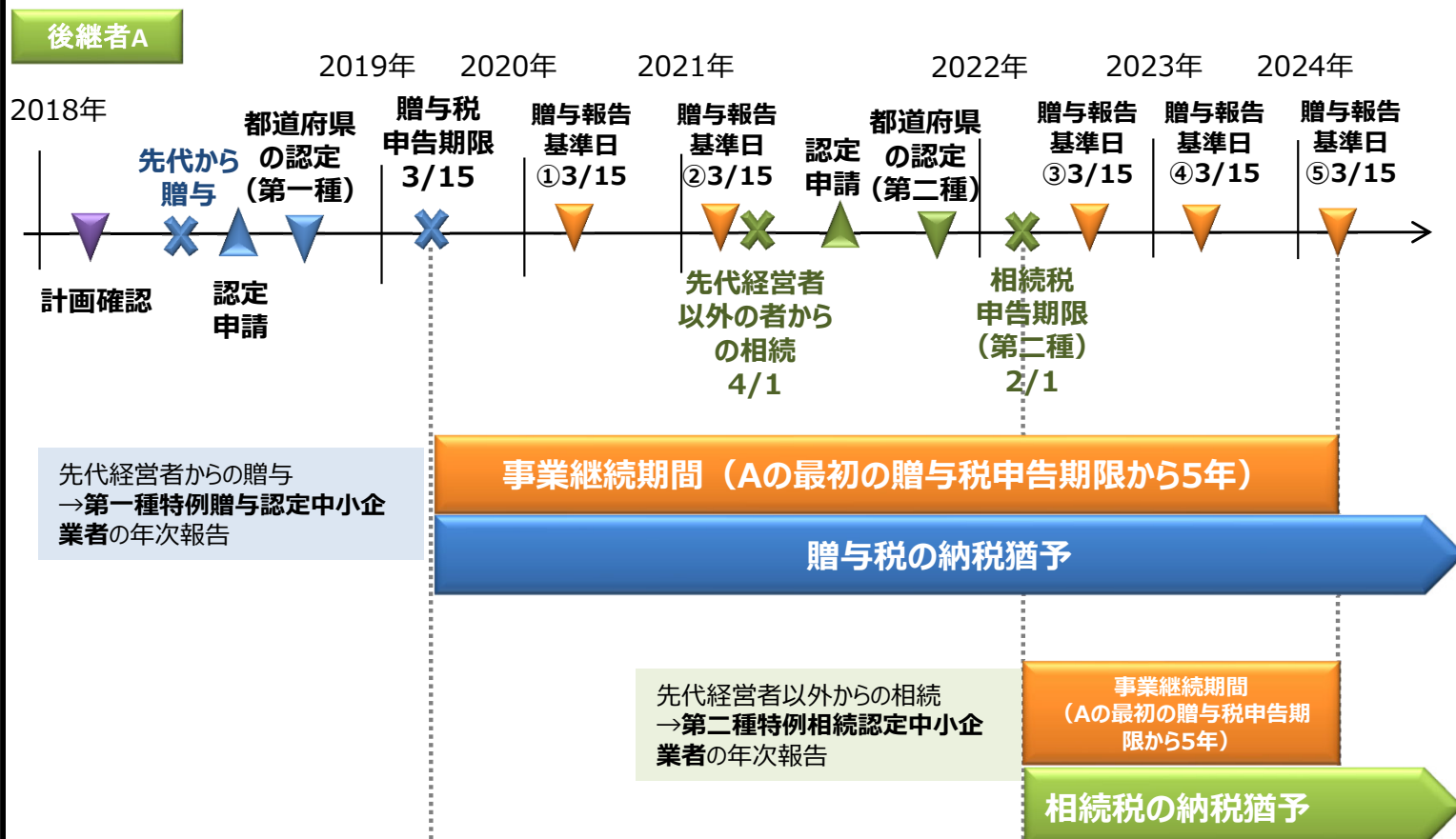
第1節 事業継続報告（年次報告）

【先代経営者からの贈与、先代経営者以外の者からの相続の場合】 （後継者1人の場合）

先代経営者からの贈与、先代経営者以外の者からの相続で株式の承継をする場合、先代経営者からの贈与は第一種特例経営承継贈与、先代経営者以外の者からの相続は第二種特例経営承継相続となります。後継者は第一種特例経営承継受贈者であり、かつ、第二種特例経営承継相続人となり、これらに係る年次報告を年に一度まとめて提出します。

この場合、先代経営者からの贈与の報告基準日ごとに、先代経営者以外の者からの相続の年次報告も併せて提出します。先代経営者以外の者からの相続の年次報告の報告期限については、先代経営者の認定の有効期間となります。

例 「先代経営者から後継者Aに第一種特例贈与」 & 「先代経営者以外から後継者Aに第二種特例相続」で株式を承継する場合



※注意点

- ✓ 先代経営者からの贈与の年次報告及び先代経営者以外の者からの相続の年次報告の計2通を先代経営者からの贈与に係る贈与報告基準日にまとめて提出することができます。
- ✓ 先代経営者以外の者からの相続の年次報告の期限については、先代経営者の認定の有効期間となります。そのため、年次報告を5回行わないケースが発生します。
例えば、上記のケースでは、先代経営者以外の者からの相続についての年次報告は3回(③④⑤)となります。
- ✓ 最初に事業承継税制（特例）の適用を受けた贈与に係る贈与税申告期限又は相続に係る相続税申告期限（令和4年9月1日より前の認定については、最初に認定を受けた贈与に係る贈与税申告期限）から5年間に於ける雇用人数を基に、従業員数の確認を行います。
- ✓ 5年間の事業継続期間の経過後は3年に1回の税務署への届出書の提出が必要になります。

第3章 都道府県知事への報告について

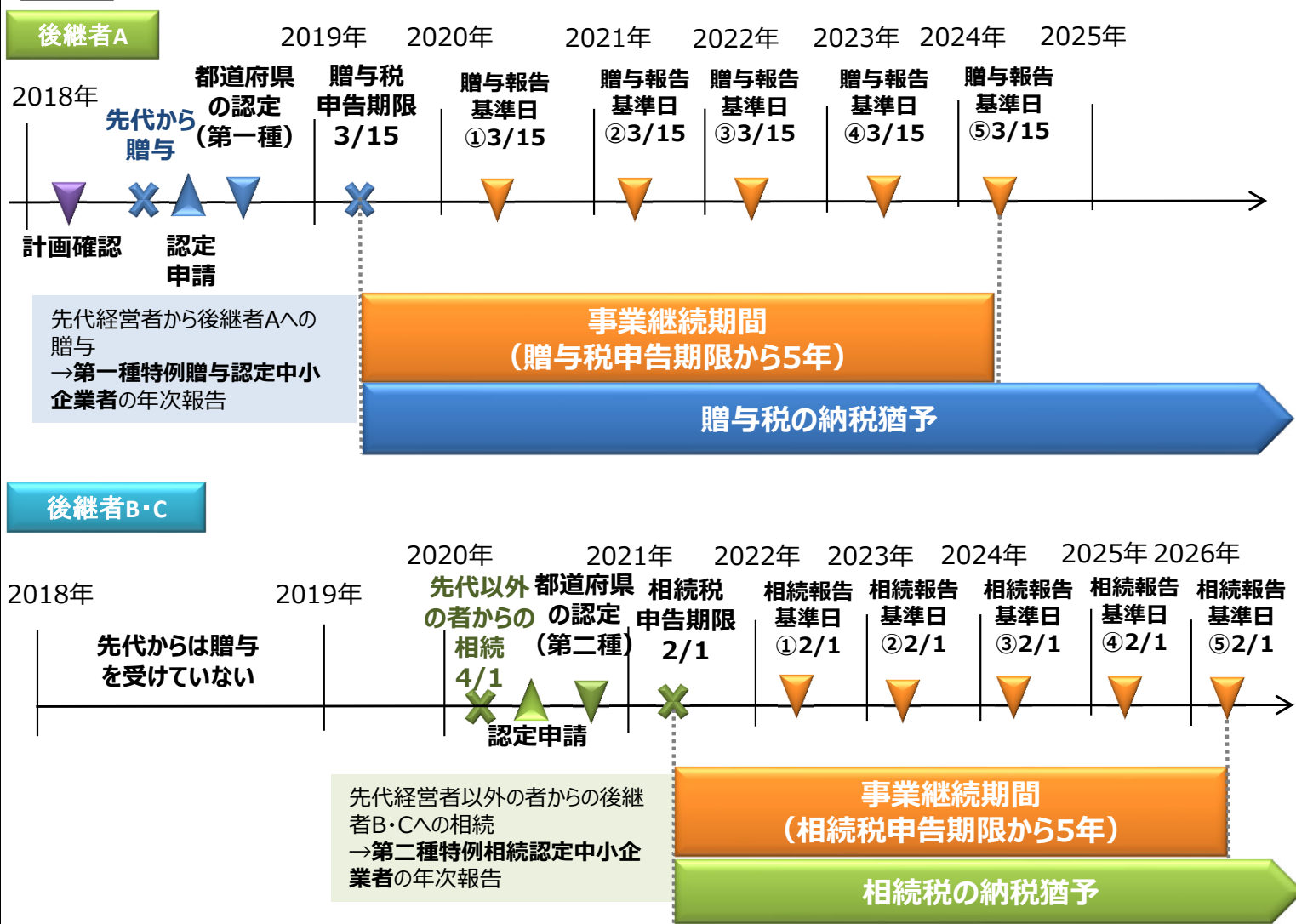
第1節 事業継続報告（年次報告）

【先代経営者からの贈与、先代経営者以外の者からの相続の場合】 （後継者2人又は3人の場合）

先代経営者からの贈与、先代経営者以外の者からの相続で株式の承継をする場合、先代経営者からの贈与は第一種特例経営承継贈与、先代経営者以外の者からの相続は第二種特例経営承継相続となります。

後継者が複数の場合は、各後継者が最初に事業承継税制の適用を受けた贈与税又は相続税の申告期限によって、年次報告の期間、事業継続期間は異なる可能性があります。

例 「先代経営者から後継者Aに第一種特例贈与」 & 「先代経営者以外から後継者B,Cに第二種特例相続」で株式を承継する場合



※注意点

- ✓ 後継者B・Cは先代経営者以外の者からの相続が納税猶予の適用に係る最初の申告ですので、当該申告期限の日を基準に5年間報告を行ってください。上記の例では、Aは2024年3/15までの期間について、B・Cは2026年2/1までの期間について、それぞれ報告を行ってください。
- ✓ 5年間の事業継続期間の経過後は3年に1回の税務署への届出書の提出が必要になります。

第3章 都道府県知事への報告について

第1節 事業継続報告（年次報告）

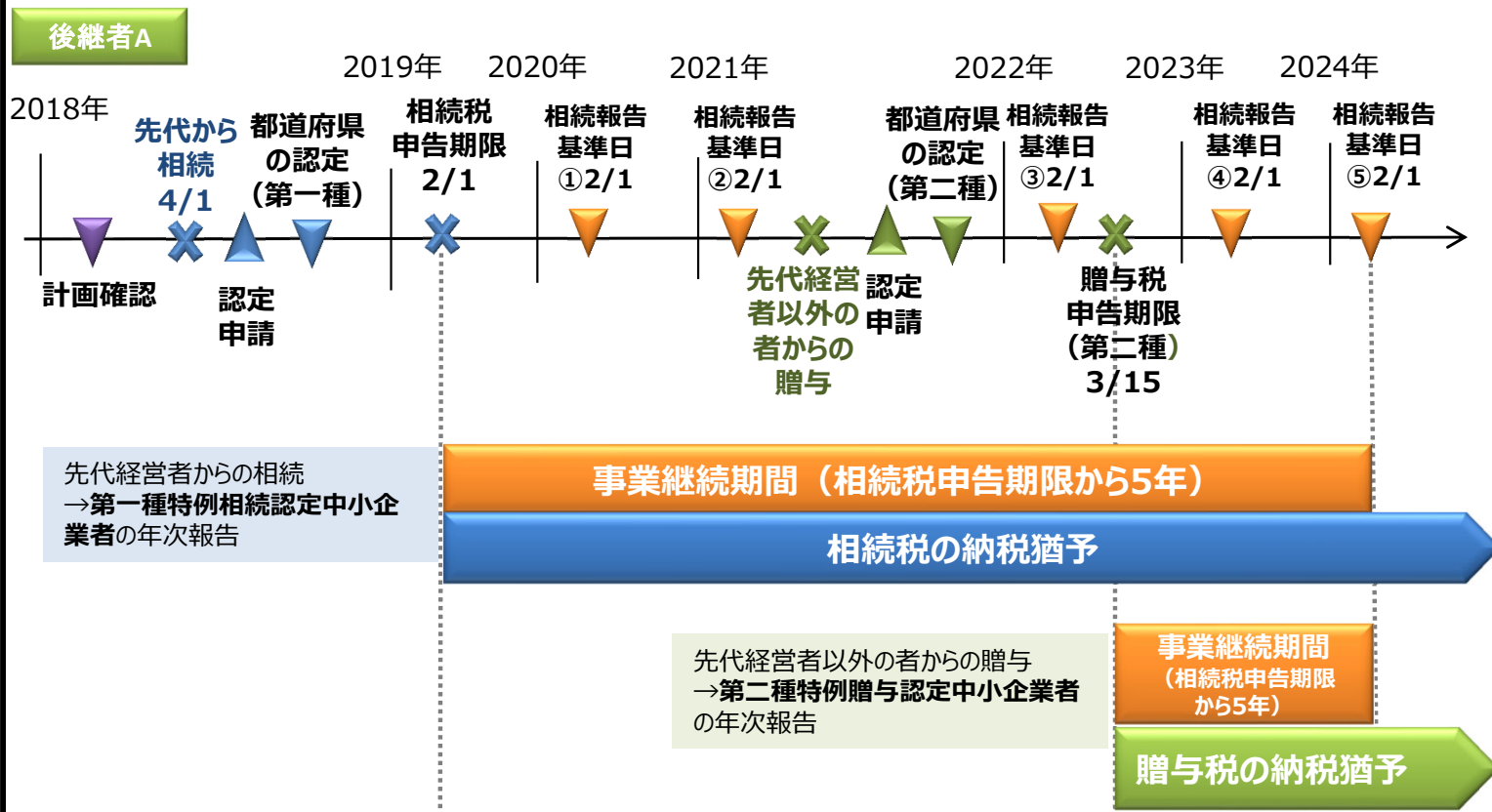
【先代経営者からの相続、先代経営者以外の者からの贈与の場合】 （後継者1人の場合）

先代経営者からの相続、先代経営者以外の者からの贈与で株式の承継をする場合、先代経営者からの相続は第一種特例経営承継相続、先代経営者以外の者からの贈与は第二種特例経営承継贈与となります。後継者は第一種特例経営承継相続人であり、かつ、第二種特例経営承継受贈者となり、これらに係る年次報告を年に一度まとめて提出します。

この場合、先代経営者からの相続の報告基準日に、先代経営者以外の者からの贈与の年次報告も併せて提出します。先代経営者以外の者からの贈与の年次報告の報告期間については、先代経営者の認定の有効期間となります。

例

「先代経営者から後継者Aに第一種特例相続」 & 「先代経営者以外から後継者Aに第二種特例贈与」で株式を承継する場合



※注意点

- ✓ 先代経営者からの相続の年次報告及び先代経営者以外の者からの贈与の年次報告の計2通を先代経営者からの相続に係る相続報告基準日ごとにまとめて提出します。
- ✓ 先代経営者以外の者からの贈与の年次報告については、先代経営者の認定の有効期間となります。そのため、年次報告を5回行わないケースが発生します。
例えば、上記のケースでは、先代経営者以外の者からの贈与についての年次報告は2回（④⑤）となります。
- ✓ 最初に事業承継税制（特例）の適用を受けた贈与に係る贈与税申告期限又は相続に係る相続税申告期限（令和4年9月1日より前の認定については、最初に認定を受けた相続に係る相続税申告期限）から5年間にわたる雇用人数を基に、従業員数の確認を行います。
- ✓ 5年間の事業継続期間の経過後は3年に1回の税務署への届出書の提出が必要になります。

第3章 都道府県知事への報告について

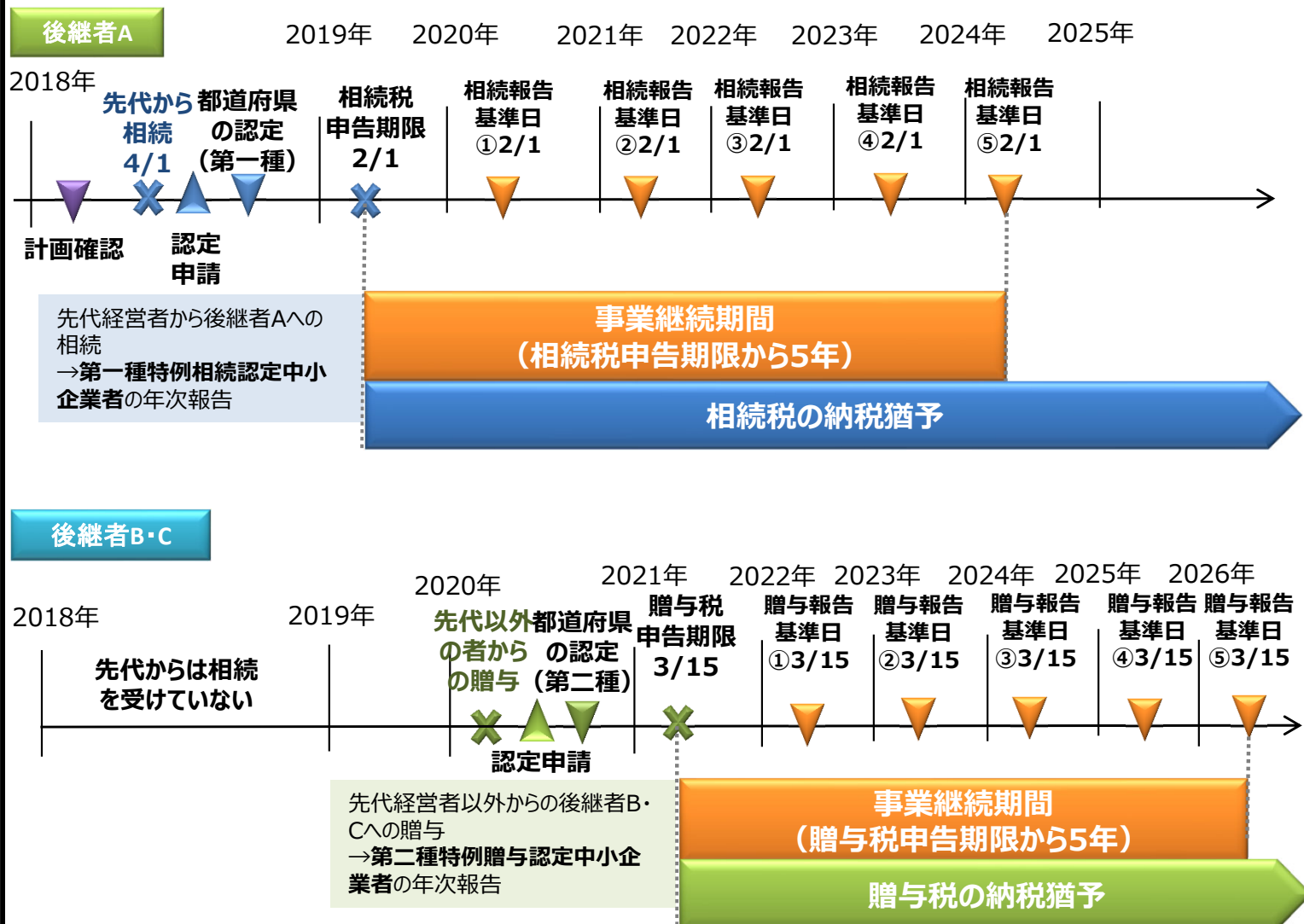
第1節 事業継続報告（年次報告）

【先代経営者からの相続、先代経営者以外の者からの贈与の場合】 （後継者2人又は3人の場合）

先代経営者からの相続、先代経営者以外の者からの贈与で株式の承継をする場合、先代経営者からの相続は第一種特例経営承継相続、先代経営者以外の者からの贈与は第二種特例経営承継贈与となります。

後継者が複数の場合は、各後継者が最初に事業承継税制の適用を受けた贈与税又は相続税の申告期限によって、年次報告の期間、事業継続期間は異なる可能性があります。

例 「先代経営者から後継者Aに第一種特例相続」 & 「先代経営者以外から後継者B,Cに第二種特例贈与」で株式を承継する場合



※注意点

- ✓ 後継者B・Cは先代経営者以外の者からの贈与が納税猶予の適用に係る最初の申告ですので、当該申告期限の日を基準に5年間報告を行ってください。上記の例では、Aは2024年2/1までの期間について、B・Cは2026年3/15までの期間について、それぞれ報告を行ってください。
- ✓ 5年間の事業継続期間の経過後は3年に1回の税務署への届出書の提出が必要になります。

第3章 都道府県知事への報告について

第1節 事業継続報告（年次報告）

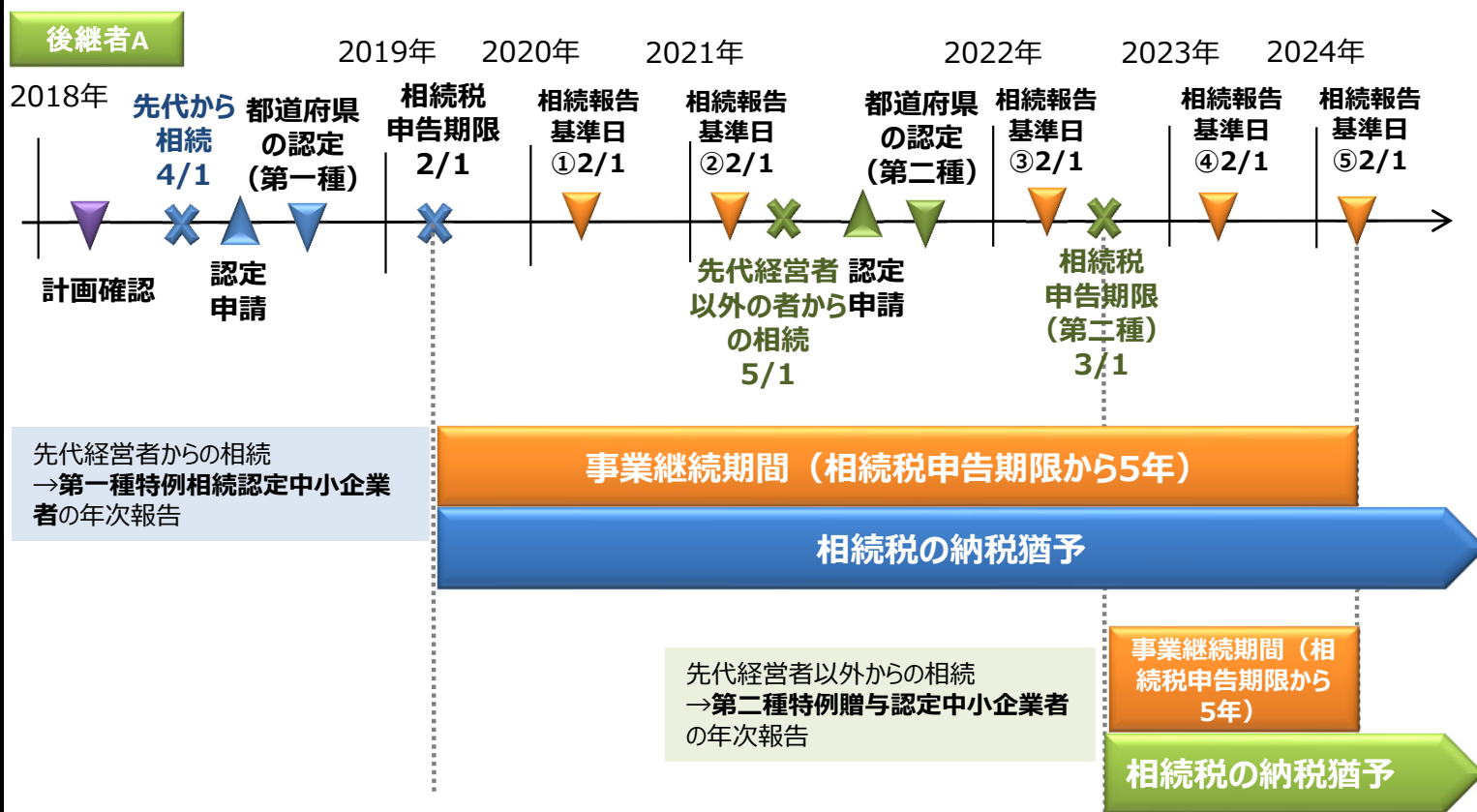
【先代経営者からの相続、先代経営者以外の者からの相続の場合】 （後継者1人の場合）

先代経営者からの相続、先代経営者以外の者からの相続で株式の承継をする場合、先代経営者からの相続は第一種特例経営承継相続、先代経営者以外の者からの相続は第二種特例経営承継相続となります。後継者は第一種特例経営承継相続人であり、かつ、第二種特例経営承継相続人となり、これらに係る年次報告を年に一度まとめて提出します。

この場合、先代経営者からの相続の報告基準日に、先代経営者以外の者からの相続の年次報告も併せて提出します。先代経営者以外の者からの相続の年次報告の報告期間については、先代経営者の認定の有効期間となります。

例

「先代経営者から後継者Aに第一種特例相続」 & 「先代経営者以外から後継者Aに第二種特例相続」で株式を承継する場合



※注意点

- ✓ 先代経営者からの相続の年次報告及び先代経営者以外の者からの相続の年次報告の計2通を先代経営者からの相続に係る相続報告基準日ごとにまとめて提出します。
- ✓ 先代経営者以外の者からの相続の年次報告については、先代経営者の認定の有効期間となります。そのため、年次報告を5回行わないケースが発生します。
例えば、上記のケースでは、先代経営者以外の者からの相続についての年次報告は2回（④⑤）となります。
- ✓ 最初に事業承継税制（特例）の適用を受けた贈与に係る贈与税申告期限又は相続に係る相続税申告期限（令和4年9月1日より前の認定については、最初に認定を受けた相続に係る相続税申告期限）から5年間に於ける雇用人数を基に、従業員数の確認を行います。
- ✓ 5年間の事業継続期間の経過後は3年に1回の税務署への届出書の提出が必要になります。

第3章 都道府県知事への報告について

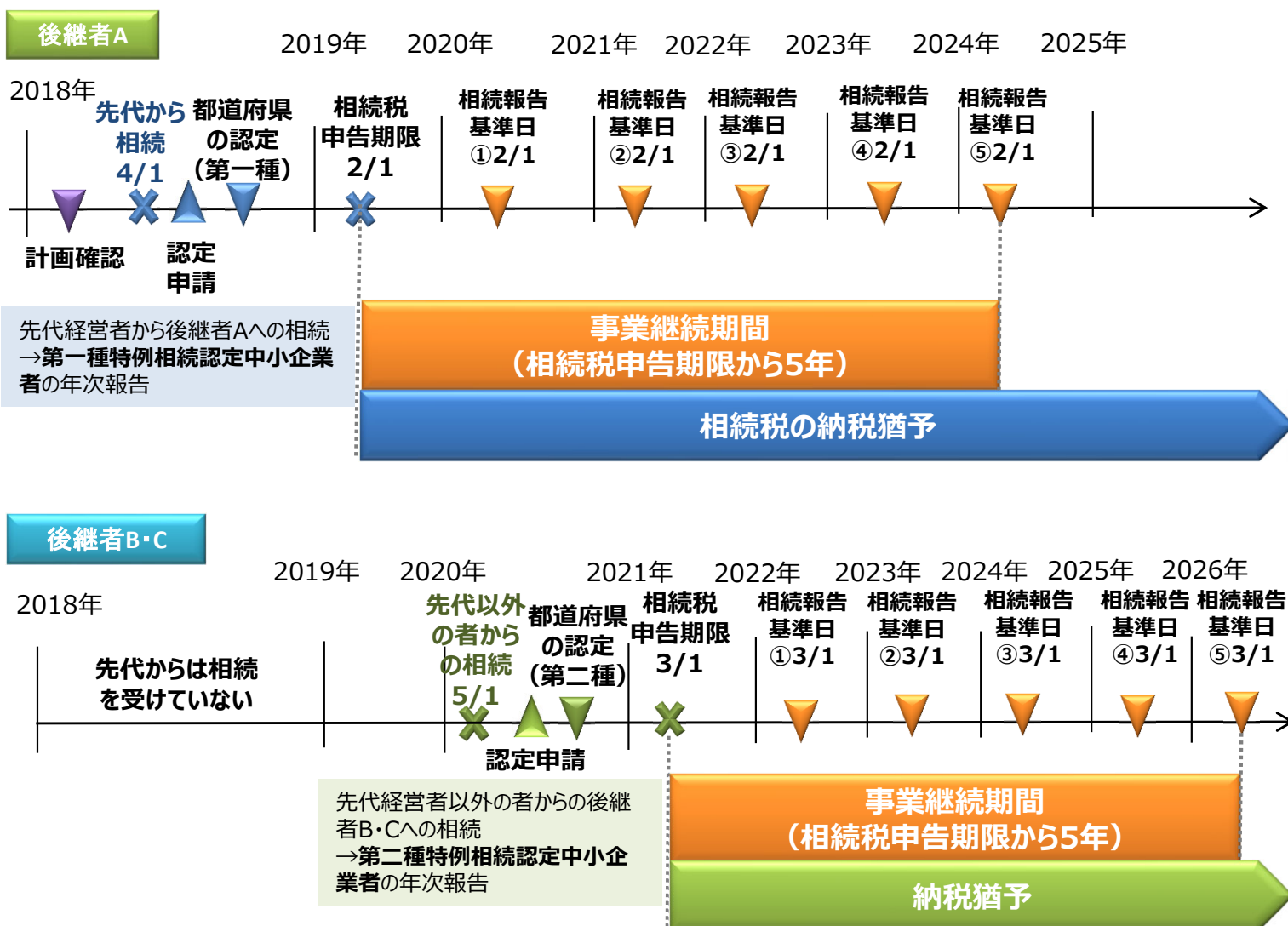
第1節 事業継続報告（年次報告）

【先代経営者からの相続、先代経営者以外の者からの相続の場合】 （後継者2人又は3人の場合）

先代経営者からの相続、先代経営者以外の者からの相続で株式の承継をする場合、先代経営者からの相続は第一種特例経営承継相続、先代経営者以外の者からの相続は第二種特例経営承継相続となります。

後継者が複数の場合は、各後継者が最初に事業承継税制の適用を受けたの贈与税又は相続税の申告期限によって、年次報告の期間、事業継続期間は異なる可能性があります。

例 「先代経営者から後継者Aに第一種特例相続」 & 「先代経営者以外から後継者B,Cに第二種特例相続」で株式を承継する場合



※注意点

- ✓ 後継者B・Cは先代経営者以外の者からの相続が納税猶予に係る最初の申告になるので、当該申告期限の日を基準に5年間報告を行ってください。上記の例では、Aは2024年2/1までの期間について、B・Cは2026年3/1までの期間について、それぞれ報告を行ってください。
- ✓ 5年間の事業継続期間の経過後は3年に1回の税務署への届出書の提出が必要になります。

第3章 都道府県知事への報告について

第2節 随時報告

随時報告とは、認定取消事由に該当したこと又は贈与税若しくは相続税の納税猶予制度の適用を受けている経営承継受贈者若しくは経営承継相続人の死亡等による納税猶予額の免除を受けるにあたり一定の事由に該当しないことを報告するものです。（死亡等には、やむを得ない事情により認定中小企業者の代表者を退任した場合を含みます。）

事業継続期間中に、認定取消事由（経営承継贈与者が死亡した場合で切替確認を受けない場合を除きます。）に該当した場合には、当該該当した日の翌日から1カ月（後継者が死亡した場合及び後継者にやむを得ない事情が発生し、認定中小企業者の代表者を退任した上で次の後継者（3代目）へ猶予株式を贈与した場合には、4月以内）を経過する日までにその旨を随時報告しなければなりません。

また、経営承継受贈者又は経営承継相続人の死亡等があった場合の随時報告の結果、一定の事由に該当しないことが確認された場合には、都道府県知事から確認書が交付されます。

当該該当する日の翌日から6カ月を経過する日までに税務署長に当該確認書を添付した一定の届出書を提出することで納税猶予税額の免除を受けることができます。

【随時報告のポイント】

- ✓ 認定取消事由に該当するか否かは、各経営承継受贈者又は経営承継相続人ごとに判定・報告
 - ✓ 事業継続期間経過後に認定取消事由に該当した場合には随時報告の提出不要
 - ✓ 自ら取消申請を行う場合（他の取消事由に非該当の場合に限る）は随時報告の提出不要（※）
- （※）事業継続期間中に後継者の死亡等により税務書へ免除申請を行う場合には、自ら取消申請ではなく、随時報告の提出が必要です。

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る随時報告》

贈与税納税猶予の随時報告の提出に当たっては、以下の項目を報告する必要があります。報告書は、様式第12を使用してください。

- 5 特例贈与認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該特例贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「随時贈与報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。〈表省略〉

認定取消事由に該当した場合（自ら取消申請をする場合を除く。）には、年1回の事業継続報告（年次報告）とは別に、認定取消事由に該当した日から原則として1月以内（後継者が死亡した場合及び後継者にやむを得ない事情が発生し、認定中小企業者の代表者を退任した上で次の後継者（3代目）へ猶予株式を贈与した場合には、4月以内）に報告をしなければなりません。

なお、自ら取消申請を行う場合（他の取消事由に非該当の場合に限る）には、随時報告は不要ですが、取消申請書（様式第10の2）を都道府県知事へ提出する必要があります。

また、「当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該特例贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡した場合」は、贈与税の納税猶予制度が適用される前の状態であるため、報告は必要ありません。

第3章 都道府県知事への報告について

第2節 随時報告

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る随時報告》

● 経営承継受贈者が死亡したとき

当該経営承継受贈者が死亡したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）

- イ 随時贈与報告基準期間（当該随時贈与報告基準日の直前の贈与報告基準日の翌日から当該随時贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名
- ロ 当該随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数
- ハ 随時贈与報告基準期間における当該特例贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数
- ニ 随時贈与報告基準期間において、当該特例贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと
- ホ 随時贈与報告基準期間において、当該特例贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと
- ヘ 随時贈与報告基準事業年度（当該随時贈与報告基準日の直前の贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該随時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特例贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと
- ト 随時贈与報告基準事業年度における当該特例贈与認定中小企業者の総収入金額
- チ 随時贈与報告基準期間において、当該特例贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと

上述したとおり、経営承継受贈者の死亡は猶予された贈与税の免除要件となっていますが、贈与税を免除するにあたって、経営承継受贈者の死亡以外の認定取消事由に該当していないことについて確認を受ける必要があります。上記は、認定取消事由に該当していないことを報告するものです。

報告の結果、認定取消事由に該当しないことが確認された場合には、都道府県知事から確認書が交付されます。

なお、随時報告書の提出期限は、経営承継受贈者の死亡の日の翌日から4カ月を経過する日です。

随時報告書の「該当する事由」欄には、原因事由を特定するため、施行規則第9条の関連条文をご記入ください。

第3章 都道府県知事への報告について

第2節 随時報告

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る随時報告》

● 経営承継受贈者が認定中小企業者の代表者を退任したとき

特例贈与認定株式再贈与が生じたこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）

- イ 随時贈与報告基準期間における代表者の氏名
- ロ 当該随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数
- ハ 随時贈与報告基準期間における当該特例贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数
- ニ 随時贈与報告基準期間において、当該特例贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと
- ホ 随時贈与報告基準期間において、当該特例贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと
- ヘ 随時贈与報告基準事業年度においていずれも当該特例贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと
- ト 随時贈与報告基準事業年度における当該特例贈与認定中小企業者の総収入金額
- チ 随時贈与報告基準期間において、当該特例贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと
- リ 当該経営承継受贈者が代表者を退任した日
- ヌ 当該経営承継受贈者が第九条第四項各号のいずれかに該当する事実に至ったこと

経営承継受贈者にやむを得ない事情が発生し、認定中小企業者の代表者を退任した上で、次の後継者（3代目）へ猶予株式を贈与した場合、他の認定取消事由に該当していないことについて確認を受ける必要があります。上記は、認定取消事由に該当していないことを報告するものです。

報告の結果、認定取消事由に該当しないことが確認された場合には、都道府県知事から様式第16による確認書が交付されます。

なお、随時報告書の提出期限は、経営承継受贈者が認定中小企業者の代表者を退任した日の翌日から4カ月を経過する日です。

随時報告書の「該当する事由」欄には、原因事由を特定するため、施行規則第9条の関連条文をご記入ください。

第3章 都道府県知事への報告について

第2節 随時報告

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る随時報告》

相続税納税猶予の随時報告の提出に当たっては、以下の項目を報告する必要があります。報告書は、様式第12を使用してください。

7 特例相続認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該特例相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「随時相続報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。

〈表省略〉

事業継続期間中に認定取消事由に該当した場合には、年1回の事業継続報告（年次報告）とは別に、認定取消事由に該当した日から原則として1月以内（後継者が死亡した場合及び後継者にやむを得ない事情が発生し、認定中小企業者の代表者を退任した上で次の後継者（3代目）へ猶予株式を贈与した場合には、4月以内）に報告をしなければなりません。

なお、自ら取消申請を行う場合（他の取消事由に非該当の場合に限る）には、随時報告は不要（※）ですが、取消申請書（様式第10の2）を都道府県知事へ提出する必要があります。

（※）事業継続期間中に後継者の死亡等により税務書へ免除申請を行う場合には、自ら取消申請ではなく、随時報告の提出が必要です。

また、「当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該特例相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡した場合」は、相続税の納税猶予制度が適用される前の状態であるため、報告は必要ありません。

第3章 都道府県知事への報告について

第2節 随時報告

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る随時報告》

●経営承継相続人が死亡したとき

当該経営承継相続人が死亡したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）

- イ 随時相続報告基準期間（当該随時相続報告基準日の直前の相続報告基準日の翌日から当該随時相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名
- ロ 当該随時相続報告基準日における常時使用する従業員の数
- ハ 随時相続報告基準期間における当該特例相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数
- ニ 随時相続報告基準期間において、当該特例相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと
- ホ 随時相続報告基準期間において、当該特例相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと
- ヘ 随時相続報告基準事業年度（当該随時相続報告基準日の直前の相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該随時相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特例相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと
- ト 随時相続報告基準事業年度における当該特例相続認定中小企業者の総収入金額
随時相続報告基準期間において、当該特例相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと

上述したとおり、経営承継相続人の死亡は猶予された相続税の免除要件となっていますが、相続税を免除するに当たって、経営承継相続人の死亡以外の認定取消事由に該当していないことについて確認を受ける必要があります。上記は、認定取消事由に該当していないことを報告するものです。報告の結果、認定取消事由に該当しないことが確認された場合には、都道府県知事から様式第16による確認書が交付されます。

なお、随時報告書の提出期限は、経営承継相続人の死亡の日の翌日から4カ月を経過する日です。

随時報告書の「該当する事由」欄には、原因事由を特定するため、施行規則第9条の関連条文をご記入ください。

第3章 都道府県知事への報告について

第2節 随時報告

《相続税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る随時報告》

● 経営承継相続人が認定中小企業者の代表者を退任したとき

特例相続認定株式贈与が生じたこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）

- イ 随時相続報告基準期間における代表者の氏名
- ロ 当該随時相続報告基準日における常時使用する従業員の数
- ハ 随時相続報告基準期間における当該特例相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数
- ニ 随時相続報告基準期間において、当該特例相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと
- ホ 随時相続報告基準期間において、当該特例相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと
- ヘ 随時相続報告基準事業年度においていずれも当該特例相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと
- ト 随時相続報告基準事業年度における当該特例相続認定中小企業者の総収入金額
- チ 随時相続報告基準期間において、当該特例相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと
- リ 当該経営承継相続人が代表者を退任した日
- ヌ 当該経営承継相続人が第九条第四項各号のいずれかに該当する事実に至ったこと

経営承継相続人にやむを得ない事情が発生し、認定中小企業者の代表者を退任した上で、次の後継者（3代目）へ猶予株式を贈与した場合、他の認定取消事由に該当していないことについて確認を受ける必要があります。上記は、認定取消事由に該当していないことを報告するものです。

報告の結果、認定取消事由に該当しないことが確認された場合には、都道府県知事から様式第16による確認書が交付されます。

なお、随時報告書の提出期限は、経営承継相続人が認定中小企業者の代表者を退任した日の翌日から4カ月を経過する日です。

随時報告書の「該当する事由」欄には、原因事由を特定するため、施行規則第9条の関連条文をご記入ください。

第3章 都道府県知事への報告について

第3節 臨時報告

臨時報告とは、贈与税の納税猶予制度の適用を受けている経営承継受贈者が、経営承継贈与者の死亡による納税猶予税額の免除を受けるにあたり一定の事由に該当しないことを報告するものです。

なお、納税猶予の適用を受けている非上場株式の贈与を複数回行った場合においては、最も古い時期の経営承継贈与者の相続が開始した場合に、臨時報告の提出が必要になります。（例えば、1代目→2代目、2代目→3代目、3代目→4代目と納税猶予の適用を受けた株式の贈与が繰り返された場合、1代目の相続が開始した際に、臨時報告の提出が必要になります。）

特例贈与認定中小企業者は、事業継続期間中に経営承継贈与者の相続が開始した場合には、当該相続の開始の日の翌日から8カ月を経過する日までに、毎年の事業継続報告（年次報告）とは別に臨時報告を行うことが必要です。

臨時報告の結果、一定の事由に該当しないことが確認された場合には、都道府県知事から様式第16による確認書が交付されます。

経営承継受贈者は、納税猶予税額の免除を受けるためには、当該経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から10カ月を経過する日までに、税務署長に当該確認書を添付した一定の届出書を提出することが必要となります。

【臨時報告のポイント】

- ✓ 贈与税の納税猶予制度の適用を受けている経営承継受贈者ごとに提出が必要
- ✓ 事業継続期間経過後に経営承継贈与者が死亡した場合は提出不要
- ✓ 切替確認を受ける場合は臨時報告の提出不要（※）

（※）切替確認については、申請マニュアル「第6章 贈与者に相続が開始した場合」をご確認ください。

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る臨時報告》

贈与税の納税猶予の臨時報告の提出に当たっては、以下の項目を報告する必要があります。報告書は、様式第15を使用してください。

11 特例贈与認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該特例贈与認定中小企業者の経営承継贈与者（当該経営承継贈与者が当該特例贈与認定中小企業者の経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をする前に、当該特例贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をしている場合にあっては、当該特例贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該特例贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者とする。以下同じ。）の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合及び当該特例贈与認定中小企業者が第13条第1項の確認を受ける場合を除く。）にあっては、当該経営承継贈与者の相続の開始の日（以下「臨時贈与報告基準日」という。）の翌日から八月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

「当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合」を報告対象から除外しているのは、贈与税の納税猶予制度の適用前の状況であるためです。

また、報告期限を「相続開始の日の翌日から8月を経過する日」としたのは、猶予された贈与税の免除を受けるためには、相続開始の日の翌日から10月を経過する日までに、税務署長に免除届出書を提出する必要があるからです。

第3章 都道府県知事への報告について

第3節 臨時報告

《贈与税の納税猶予制度の適用の前提となる認定に係る臨時報告》

一 臨時贈与報告基準期間における代表者の氏名

後継者が代表権を有し続けているか確認します。

三 臨時贈与報告基準期間における当該特例贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びその有する株式等に係る議決権の数

後継者が株式等を譲渡していないこと、また、後継者とその同族関係者で総株主等議決権数の過半数を有し、かつ、同族関係者の中で後継者が筆頭株主（特例措置の適用を受ける他の後継者を除きます。）であることを確認します。

四 臨時贈与報告基準期間において当該特例相贈与定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当しないこと。

五 臨時贈与報告基準期間において、当該特例贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。

六 臨時贈与報告基準事業年度において、いずれも当該特例贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

認定中小企業者が、上場会社、風俗営業会社、資産保有型会社、資産運用型会社に該当していないかを確認します。

七 臨時贈与報告基準事業年度における当該特例贈与認定中小企業者の総収入金額

総収入金額（営業外収益及び特別利益を除きます。）が零でないことを確認します。

八 臨時贈与報告基準期間において、当該特例贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

報告主体である特例贈与認定中小企業者に加えて、その特定特別子会社も風俗営業会社に該当しないことを確認します。